

(様式 1-3)

福島県楡葉町帰還・移住等環境整備事業計画帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業		事業番号	(1)-2-1
交付団体	楡葉町		事業実施主体 (直接/間接)		楡葉町 (直接)	
総交付対象 事業費	(91,764) 115,072 (千円)		全体事業費		(91,764) 115,072 (千円)	
帰還環境整備に関する目標						
<p>楡葉町災害復興計画に基づき、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など、経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備した。</p> <p>入居者の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。</p>						
事業概要						
<p>東日本大震災により住居が全壊または半壊し、個人で住宅を再建することが困難な被災者の生活再建を支援する観点から、楡葉町内に災害公営住宅 (寺脇住宅団地 17 戸) を整備した。平成 29 年度に災害公営住宅が完成し随時入居開始となった。当該住宅には、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低廉する必要がある。本事業は、近傍同種家賃額と本来の入居者負担基準家賃額との差額について補助するもの。</p> <p>対象住宅：寺脇住宅団地 17 戸 (2LDK：11 戸、3LDK：6 戸)</p> <p>【楡葉町復興計画第二次】</p> <p>第三章 2-3 (2) ④ 応急仮設住宅、災害公営住宅の提供</p>						
当面の事業概要						
<p>家賃の低廉化に要する費用の補助 (近傍同種家賃と入居者基準負担額の差額分)</p> <p><令和 5 年度>寺脇住宅団地：23,308 千円</p>						
地域の帰還環境整備との関係						
<p>推定で 10.5m の高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約 2.87k m² が浸水し、沿岸域各地区で計 125 戸 (航空写真により) の住宅に壊滅的な被害が発生した。全壊及び半壊の判定を受け自宅を解体せざるをえない個人で住宅再建が困難な町民に対し、災害公営住宅の整備を行ってきた。</p> <p>平成 29 年度に寺脇住宅団地が完成し随時入居開始となったが、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低廉する必要があるもの。速やかな生活再建に資する支援を図ることで帰還促進が図られる。</p>						
関連する事業の概要						
(1)-1-1 災害公営住宅整備事業						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県楡葉町帰還・移住等環境整備事業計画帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 5 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	災害公営住宅家賃低減事業	事業番号	(1)-3-1
交付団体		楡葉町	事業実施主体 (直接/間接)	楡葉町 (直接)	
総交付対象事業費		(9,925) 11,230 (千円)	全体事業費	(9,925) 11,230 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
楡葉町復興計画に基づき、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など、経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備した。 入居者の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。					
事業概要					
東日本大震災により住居が全壊または半壊し、個人で住宅を再建することが困難な被災者の生活再建を支援する観点から、楡葉町内に災害公営住宅 (寺脇住宅団地 17 戸) を整備した。平成 29 年度に災害公営住宅が完成し随時入居開始となった。当該住宅には、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低減する必要がある。本事業は、入居者負担基準家賃額と特定入居者負担基準家賃額との差額について補助するもの。 対象住宅：寺脇住宅団地 17 戸 (2LDK：11 戸、3LDK：6 戸) 【楡葉町復興計画第二次】 第三章 2-3 (2) ④応急仮設住宅、災害公営住宅の提供					
当面の事業概要					
家賃の低減に要する費用の補助 (入居者負担基準家賃額と特定入居者負担基準家賃額との差額) <令和 5 年度>寺脇住宅団地：1,305 千円					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
推定で 10.5m の高さの津波が計画区域である沿岸部を襲い、住宅地や水田など約 2.87k m ² が浸水し、沿岸域各地区で計 125 戸 (航空写真により) の住宅に壊滅的な被害が発生した。全壊及び半壊の判定を受け自宅を解体せざるをえない個人で住宅再建が困難な町民に対し、災害公営住宅の整備を行ってきた。 平成 29 年度に寺脇住宅団地が完成し随時入居開始となったが、低額所得者の入居が見込まれるため、入居者が一定期間無理なく負担しうる水準まで家賃を低減する必要があるもの。速やかな生活再建に資する支援を行うことで帰還促進が図られる。					
関連する事業の概要					
(1)-1-1 災害公営住宅整備事業					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	